個人情報ファイルの名称	学童保育所入所事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭の事情等により家庭保育が困難な児童の保育を	
	行うため、入所の可否、保育料の減免等の決定を行	
	うもの。入所児童の管理のため個人情報を利用。	
記録項目	1健康情報、2障がい、3氏名、4住所、5年齢・生	
	年月日、6 性別、7 連絡先、8 家族情報、9 学業・職	
	業等、10収入・支出、11税情報、12公的扶助、	
	1 1 保育料引落口座、	
記録範囲	児童手当・特例給付の請求者(一般受給資格者及び	
	施設等受給資格者)	
記録情報の収集方法	本人からの届出、本人の親族、市の機関(課税課、児	
	童家庭課、保育課、教育委員会)、国、県、他市区町	
	村	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市の機関 (児童家庭課、保育課、教育委員会)、国、	
	県、他市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ	
	するファイル	
備考	1	

個人情報ファイルの名称	
	児童手当支給事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課
個人情報ファイルの利用目的	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母
	その他の保護者が子育てについての第一義的責任を
	有するという基本的認識の下に、児童を養育してい
	る者に児童手当を支給することにより、家庭等にお
	ける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を
	担う児童の健やかな成長に資することを目的とす
	る。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡
	先、6個人番号、7個人識別符号、8家族情報、9学
	業・職業等、10 収入・支出、11 税情報、12 公的扶助、
	13 振込先口座、14 監護・生計同一・生計維持に関す
	る情報、15 寄附に関する情報、16 学校給食費等の費
	用の徴収等に関する情報、17 保育料の特別徴収に関
	する情報、18 対象児童に関する情報、19 対象児童と
	生計を同一とする者の情報(、健康保険に関する情
	報、本籍・国籍)
記録範囲	児童手当の請求者(一般受給資格者及び施設等受給
	資格者)
記録情報の収集方法	本人からの届出、本人の親族、市の機関(市民課、課
	税課、児童家庭課、子ども保育課、教育委員会)、国、
	県、他市区町村
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	教育委員会、国、県、他市区町村、社会福祉協議会、
	独立行政法人日本学生支援機構
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部 総務課
	(所在地) 野田市鶴奉 7番地の1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル
備考	

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成金支給事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等に対し、医療費助成金を支給するこ
	とにより、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ること
	を目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡
	先、6個人番号、7個人識別符号、8本籍・国籍、9
	家族情報、10収入・支出、11資産、12税情報、
	13公的扶助、14加入医療保険に関する情報、1
	5振込先口座、16領収書情報、17医療費、給付に
	関する情報、18ひとり親該当に関する情報
記録範囲	ひとり親家庭等医療費助成金の申請者
記録情報の収集方法	本人からの届出、市の機関(課税課、市民課、国保年
	金課、生活支援課)、国、県、他市区町村、国民健康
	保険団体連合会、後期高齢者医療広域連合、 社会
	保険診療報酬支払基金
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	市の機関、国、県、他市区町村
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課
	(所在地) 野田市鶴奉 7番地の 1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無
備 考	

個人情報ファイルの名称	ファミリー・サポート・センター事業事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	仕事と育児を両立するための環境づくりを支援し、	
	次代を担う児童の健全な育成を図るため、乳幼児や	
	小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等	
	を会員として、児童の預かりの援助を受けることを	
	希望する者と当該援助を行うことを希望する者との	
	相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。会員	
	登録は最長で12年、会員数は1000人以上、会	
	員の管理を行うために個人情報を利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡	
	先、6家族情報、7学業・職業等、8健康状態(アレ	
	ルギー等留意すべき事項)	
記録範囲	ファミリー・サポート・センターの利用者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、申請団体の代表者からの届出、防	
	犯カメラ)	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号	
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ するファイル ル)	
	するファイル ル) 口有 口無	
備考	,	

個人情報ファイルの名称	野田市母子・父子自立支援員による相談業務事務フ
	ァイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課
個人情報ファイルの利用目的	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び
	寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図るため、
	相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を
	行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関す
	る支援を行うもの。また、福祉資金の貸付けに係る
	相談業務等を行うもの。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡
	先、6家族情報、7学業・職業等、8収入・支出、9
	税情報、10公的扶助、11相談に関する情報、12
	母子家庭等となった原因、13医療保険加入状況、
	14前夫又は前妻との関係、15福祉資金に関する
	情報
記録範囲	相談者及び本人、その家族
記録情報の収集方法	本人又は相談者
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	民生委員児童委員
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課
	(所在地) 野田市鶴奉 7番地の 1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル
/# *	ロ有 口無 プレ
備 考	

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくして	
	いない児童が養育されている家庭の生活の安定と自	
	立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶	
	養手当を支給する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡	
	先、6個人番号、7個人識別符号、8本籍・国籍、9	
	家族情報、10学業・職業等、11収入・支出、12	
	資産、13税情報、14公的扶助、15振込先口座、	
	16ひとり親該当に関する情報	
記録範囲	児童扶養手当の申請者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、市の機関(課税課、市民課)、国、	
	県、他市区町村、障害認定医、民生委員、社会福祉協	
	議会	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関(生活支援課、保育課、教育委員会)、国、	
	県、他市区町村、民生委員、社会福祉協議会、独立行	
	政法人日本学生支援機構	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	
備考		

個人情報ファイルの名称	子ども医療費助成事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部児童家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当	
	該費用の全部又は一部を助成することにより、子ど	
	もの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減	
	を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援	
	体制の充実に寄与することを目的とする。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡	
	先、6個人番号、7個人識別符号、8家族情報、9収	
	入・支出、10税情報、11公的扶助、12加入医療	
	保険に関する情報、13振込先口座、14領収書情	
	報、15医療費、給付に関する情報	
記録範囲	子ども医療費対象児童及びその保護者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、市の機関(課税課、国保年金課、生	
	活支援課)、国、県、他市区町村、国民健康保険団体	
	連合会、後期高齢者医療広域連合、 社会保険診療	
	報酬支払基金	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の実施機関(障がい者支援課)	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	
備考		

個人情報ファイルの名称	特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務フ	
	アイル	
 市の機関の名称	市長、教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供され		
る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 子ども保育課 	
個人情報ファイルの利用目的	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、	
	特定教育・保育施設及び地域型保育事業による保育	
	の利用調整(事業所内保育事業の従業員枠を除く。)	
	及び決定、保育料の決定、給食費(副食費及び主食	
	費。満3歳以上教育・保育給付認定子どもに限る。)	
	に関する事務並びに利用中に必要な事務及び子ども	
	が健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境で	
	保育を行うため。	
記録項目	1健康情報、2障がい、3氏名、4住所、5年齢・生	
	年月日、6性別、7連絡先、8個人番号、9家族情報、	
	10 学業・職業等、11 収入・支出、12 税情報、13 公	
	的扶助、14 性質・性格等、15 登降園時間、16 出欠席	
	等、17 意見・要望	
記録範囲	特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用を希	
	望する児童、その保護者及び同居の祖父母等	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、市の機関(市民課、課税課、生活	
	支援課、障がい者支援課、児童家庭課、学校教育課)、	
	他の行政機関等(他市区町村の住民基本台帳担当課、	
	課税担当課、生活保護担当課、障がい担当課、児童扶	
	養手当担当課)、保護者の雇用主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部 総務課	
	(所在地)野田市鶴奉7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ	
	するファイル	
備考		

個人情報ファイルの名称	家庭児童相談関係事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 子ども家庭総合支援課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭における児童の健全な育成に寄与するため、児	
	童に関する様々な問題事例について取り扱い、当事	
	者への助言や専門機関へのあっせんなど、解決に向	
	けた支援を行うもの。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡	
	先、6本籍·国籍、7家族情報、8学業・職業等、9	
	収入・支出、10資産、11税情報、12公的扶助、	
	13健康情報、14障がい	
記録範囲	要保護児童又は要支援児童及びその保護者又は特定	
	妊婦、相談者、保護者、児童	
記録情報の収集方法	本人及び関係機関からの提供	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号	
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ	
	するファイル ル) 口有 口無	
備考	U'A U #K	

個人情報ファイルの名称	野田市要保護児童対策地域協議会要保護児童対策調 整機関事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 子ども家庭総合支援課
個人情報ファイルの利用目的	要保護児童等に関する必要な情報の交換及び支援内
	容の協議を行う目的で設置された協議会の運営と協
	議会を構成する関係機関との連絡調整を行い、要保
	護児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るも
	の 。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡
	先、6本籍·国籍、7家族情報、8学業・職業等、9
	収入・支出、10資産、11税情報、12公的扶助、
	13健康情報、14障がい
記録範囲	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は
	特定妊婦
記録情報の収集方法	本人及び関係機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課
	(所在地)野田市鶴奉7番地の1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) 口有 口無
備考	

個人情報ファイルの名称	乳幼児健康診査に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法に基づき、児の発育・発達の確認と病気	
	の早期発見を行い、適切な指導を行うとともに、保	
	護者の育児知識の普及を図るため利用する。	
記録項目	1健康情報、2障がい、3氏名、4住所、5年齢・生	
	年月日、6性別、7連絡先、8個人番号、9家族情報、	
	10学業・職業等	
記録範囲	対象乳幼児及びその保護者	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、市の機関(保育課、市民課)他の	
	行政機関(医療機関、他市区町村)	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	子ども家庭総合支援課	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部 総務課	
	(所在地)野田市鶴奉7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル) □ □法第60条第2項第2号	
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ	
	するファイル ル) ☑有 □無	
備考		

個人情報ファイルの名称	妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導に関する事務フ
	アイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法第11条及び児童福祉法第6条の3第4項
	により、すべての新生児・乳児の家庭を訪問し子育
	ての孤立化を防ぎ、居宅において子育て支援に対す
	る必要な情報提供を行うとともに、様々な不安や悩
	みを聴取し、要支援家庭の早期対応を図る。
記録項目	1健康情報、2障がい、3氏名、4住所、5年齢・生
	年月日、5性別、6連絡先、7家族情報、8学業・職
	業等
記録範囲	出生した全ての新生児・乳児及び妊産婦
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会(市民課)、他の行政機関(市
	区町村)、その他(医療機関)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	,

個人情報ファイルの名称	予防接種法に基づく予防接種に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	感染症による発病や重症化を予防し、まん延を防止
	するため、予防接種法に基づき予防接種を実施する
	ため利用する。
記録項目	1健康情報、2障がい、3氏名、4住所、5年齢・生
	年月日、6性別、7連絡先、8個人番号、9個人識別
	符号、10税情報、11公的扶助、12振り込み口座
	(償還払いの場合)、13予防接種の種類及び回数、
	1 4 予診票の記載事項
記録範囲	予防接種対象者及びその保護者
記録情報の収集方法	本人、市の機関(課税課、市民課)、その他(医療機
	関、他市区町村)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	子ども家庭総合支援課
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部 総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	KIH UM

個人情報ファイルの名称	任意予防接種の実施又は費用助成に関する事務ファ
	イル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	予防接種(予防接種法に基づき市町村が実施するも
	のを除く。以下同じ。)を実施し、又は予防接種を受
	けた者に対してその費用を助成するため利用する。
記録項目	1健康情報、2 障がい、3 氏名、4 住所、5 年齢・生
	年月日、6性別、7連絡先、8税情報、9公的扶助、
	10振り込み口座(償還払いの場合)、11予防接種
	の種類及び回数、12予診票の記載事項
記録範囲	予防接種対象者、予防接種対象者の保護者その他申
	請者
記録情報の収集方法	本人、市の機関(課税課、市民課)、その他(医療機
	関、他市区町村)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	

個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	肝炎ウイルス検診における通知や検診結果の報告や
	管理のために利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人識別符号、8税情報、9公的
	扶助、10 問診票に記入された情報
記録範囲	肝炎ウイルス検診の対象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関、他市区町村、委託医療機関
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部 総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	'

個人情報ファイルの名称	歯周疾患検診に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	歯周疾患検診における通知や管理のために利用す
	る。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人識別符号、8税情報、9公的
	扶助
記録範囲	歯周疾患検診の対象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関、他市区町村、委託医療機関
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	VA LIM

個人情報ファイルの名称	がん検診に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	がん検診における通知や検診結果の報告や管理のた
	めに利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人番号、8個人識別符号、9税
	情報、10公的扶助
記録範囲	がん検診の対象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関、他市区町村、委託医療機関、精密検
	査実施機関
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	·

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健康診査に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者健康診査における通知や健診結果の報告
	や管理のために利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人識別符号、8問診票に記入さ
	れた情報
記録範囲	後期高齢者健康診査の対象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関、他市区町村、委託医療機関
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	·

個人情報ファイルの名称	特定健康診査に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	健康診査における通知や検診結果の報告や管理のた
	めに利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人識別符号、8公的扶助
記録範囲	健康診査の対象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関、他市区町村、委託医療機関
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	図法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第 2 号
	政令第21条第7項に該当
	ル)

個人情報ファイルの名称	若者健康診査に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	若者健康診査における通知や健診結果の報告や管理
	のために利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人識別符号、8問診票に記入さ
	れた情報
記録範囲	若者健康診査の対象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関、他市区町村、委託医療機関
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称)総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	·

個人情報ファイルの名称	特定保健指導に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	特定保健指導における通知や保健指導結果の報告や
	管理のために利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7個人識別符号、
記録範囲	特定保健指導の対象者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号(電算処理ファイル)□法第60条第2項第 2 号
	政令第21条第7項に該当 マニュアル処理ファイ
備考	

個人情報ファイルの名称	妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等に関する
	事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	健康診査及び新生児聴覚スクリーニングに要した費
	用の助成を行うことで、妊婦及び乳児の健康の保持
	及び増進を図るため利用する。
記録項目	1健康情報、2氏名、3住所、4年齢・生年月日、5
	性別、6連絡先、7家族情報、8口座情報(償還払い
	の場合)、9受診票の情報、10申請書の情報
記録範囲	野田市の受診票を活用し、妊婦一般健康診査、乳幼
	児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査
	を受ける者、または申請者
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、他の行政機関(医療機関、市区町
	村)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	子ども家庭総合支援課
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル) ☑有 □無
備考	,

個人情報ファイルの名称	国の出産・子育て応援給付金の支給に関する事務フ
	ァイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的 	国の出産・子育て応援給付金の支給に関する申請書
	の受付、要件の審査、支給の可否通知及び支給等の
	ために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4連絡先、5家
	族情報、6振込先口座、7妊娠届出書の情報、8母子
	健康手帳の情報
記録範囲	申請者及び対象児童
記録情報の収集方法	本人、市の機関(市民課、子ども家庭総合支援課)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉 7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別 	☑法第60条第2項第1号 ☑法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ するファイル ル) ☑有 □無
備考	

個人情報ファイルの名称	あかちゃんお祝い金の支給に関する事務ファイル
市の機関の名称	
	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的 	あかちゃんお祝い金の支給に関する申請書の受付、
	要件の審査、支給の可否通知及び支給等のために利
	用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4連絡先、5家
	族情報、6振込先口座、7母子健康手帳の情報
記録範囲	申請者及び対象の子ども
記録情報の収集方法	本人、市の機関(市民課、子ども家庭総合支援課)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉 7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル ル)
	☑有□無
備 考	

個人情報ファイルの名称	予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種 に関する事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	保健センター
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、まん延を防止するため、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡先、6個人番号、7個人識別符号、8本籍・国籍、9DV等避難事例に関する情報、10予診票の記載事項(接種日、接種状況、接種実施医療機関名、ワクチンのロット番号等)、11コールセンター問合せの音声データ、12渡航先の国(地域)、13旅券番号
記録範囲	厚生労働大臣が接種の指示を行う際に指定する対象者
記録情報の収集方法	本人からの届出 実施機関内部からの提供 地方公共団体情報システム機構からの提供 医療機関及び高齢者施設等からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	委託先:株式会社 J T B 千葉西支店
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉 7-1
訂正及び利用停止に関する他の法	_
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル□有 □無☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考	

個人情報ファイルの名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する
	事務ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業にお
	ける通知や支援結果の報告や管理のために利用す
	る。
記録項目	1健康情報、2医療保険情報、3介護保険情報、4氏
	名、5住所、6年齢・生年月日、7性別、8連絡先、
	9個人識別符号、10家族情報、11後期高齢者健
	康診査の結果と問診票に記載された内容
記録範囲	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の対
	象者
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会 (市民課、課税課、国保年
	金課、高齢者支援課)、その他(後期高齢者健康診査
	委託医療機関、千葉県国民健康保険団体連合会、千
	葉県後期高齢者医療広域連合、えんがわ運営団体)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当
	するファイル (マニュアル処理ファイ 図有 □無
/## =#Z	ル)
備 考	

個人情報ファイルの名称	妊婦のための支給給付金の支給に関する事務ファイ
	ル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部 保健センター
個人情報ファイルの利用目的	妊婦のための支給給付金の支給に関する申請書の受
	付、要件の審査、支給の可否通知及び支給等のため
	に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4連絡先、5個
	人番号、6 家族情報、7 学業·職業等、8 振込先口座、
	9 妊娠届出書の情報、1 0 母子健康手帳の情報、1
	1健康情報
記録範囲	申請者
記録情報の収集方法	本人、市の機関(市民課)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課
	(所在地)野田市鶴奉 7-1
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 ☑法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ
	するファイル
備考	